

## 弥生株式会社との契約内容について

楽天銀行株式会社（以下、「当行」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、弥生株式会社（以下、「当社」）との契約内容の一部について公表いたします。

### 1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と当社との賠償責任の分担に関する事項

当社は、当行が当社に提示した仕様による API を用いて当社が利用者に対し提供するサービス（以下、「本サービス」）に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。

### 2. 当社が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

（1）当社は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱います。

（2）当社は、当行が定める基準にしたがったセキュリティを維持するものとします。当行は、当社のセキュリティが当行の定める基準を満たさないと判断するときは当社に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が不十分と客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に事前に通知した上で、API 連携を停止することができます。

（3）当社は、本サービスに関し、コンピューターウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行います。

（4）当行は、当社のセキュリティが当行の定める基準を満たしていない可能性がある場合、当社に対し、報告又は資料提出を求めるとともに立入り監査（当社の同意がある場合。ただし、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとします。）を実施することができるものとし、当社は実務上可能な範囲内でこれに応じます。

（5）当行は、前項の結果、必要があると判断するときは、当社に改善を求めることができるものとし、改善が不十分と判断するときは API 連携を制限又は停止すること又は当社との契約を解除することができます。

3. 当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 当社は、当行の事前の書面等による承諾を得ることにより、電子決済等代行業再委託者との間で連鎖接続を行うことができます。

(2) 当社は、電子決済等代行業再委託者に対して、2と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業再委託者の費用と責任においてこれを遵守させます。

(3) 当行は、利用者保護、セキュリティ等の観点から必要と判断するときは、当社に対し、電子決済等代行業再委託者による改善をさせるよう求めることができ、改善が不十分と判断するときは、当社に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続の停止を求め、又はAPI連携を停止することができます。